

御坊市行財政改革大綱

(平成29年度～平成33年度)

御 坊 市

目 次

1 行財政改革の必要性	1
(1) これまでの取り組み	1
(2) 社会経済情勢等の変化	3
(3) 地方創生によるまちづくり	3
2 「人と自然と産業が調和し まちが輝き笑顔あふれる 元気な御坊」をめざすための 行財政改革	3
(1) 総合計画を着実に推進するためのシステムとしての位置づけ	4
(2) 計 画 期 間	4
3 新しいまちづくりの展開のための3つの柱	4
(1) 市民と行政の協働によるまちづくりの推進	5
(2) 多様な連携と交流によるまちづくりの推進	5
(3) 持続可能な行財政運営の推進	5
4 行財政改革の推進と進行管理	7

1 行財政改革の必要性

自治体の役割は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、自主的に効率的な行財政運営に努めることで、市民に対して質の高い行政サービスを提供することにあります。しかし、自治体の行財政システムは、近年、経済環境や市民意識の変化に対応した合理的なものとはなっていない部分が生じています。こうした行政の機能低下を解消して、地方自治の本旨である「団体自治」と「住民自治」の2つの要素から、自らの権限と責任において地域の行政を処理するという原則に基づき、効果的かつ効率的な行財政運営に立ち返るための「行財政改革」が強く求められています。

(1) これまでの取り組み

本市では、平成8年に行政改革大綱を策定して以降、行政課題に対応するため平成28年度まで6次にわたって行財政改革に取り組んできました。

行財政改革の実施に当たっては、その時々の市民ニーズ、経済情勢などを考慮し、「市民サービスの低下を招かない行革の断行」をテーマに、「市民本位の行政運営」、「健全な財政運営」、「効果的な行政運営」及び「時代に即した組織と人材育成」を行財政改革の方向とし、この方向性に基づき設定した基本項目の達成をめざし、具体的な取り組み事項を掲げて改革に取り組んできました。その結果、生み出した財政効果額は約33億円、職員数については平成11年4月の411名から2割以上の90名を削減しています。

御坊市行財政改革実施計画遂行状況

	計画項目	実施項目	実施率
第1次（H8～H10）	22	22	100%
第2次（H11～H13）	76	66	86.8%
第3次（H14～H16）	66	55	83.3%
第4次（H17～H19）	57	52	91.2%
第5次（H20～H23）	57	54	94.7%
第6次（H24～H28）	48	47	97.9%

御坊市行財政改革大綱（第3次から第6次まで）の基本項目

第3次 (H14～H16)	第4次 (H17～H19)	第5次 (H20～H23)	第6次 (H24～H28)
1 事務事業の見直し 2 組織機構の見直し 3 定員管理及び給与の適正化 4 人材育成と人材確保の推進 5 行政の情報化等行政サービスの向上 6 公正の確保と透明性の向上 7 経費の節減合理化等財政の健全化 8 会館等公共施設関係 9 公共工事のコスト縮減対策	1 事務事業の見直し 2 組織機構の見直し 3 定員管理及び給与の適正化 4 人材育成と人材確保の推進 5 行政の情報化等行政サービスの向上 6 公正の確保と透明性の向上 7 経費の節減合理化等財政の健全化 8 会館等公共施設関係 9 公共工事のコスト縮減対策	1 健全な財政運営 2 効率的組織・機構の編成 3 効率的な事務事業の推進 4 定数管理・給与の適正化及び人材育成 5 情報化の推進による行政サービスの向上 6 地域協働の推進・公平の確保と透明性の向上	1 市民参画の促進 2 より適切な役割分担 3 新しい公共サービスの促進 4 開かれた市政の推進 5 周辺自治体との連携 6 財政の健全化 7 効率的な行政運営 8 職員の人材育成

御坊市における行財政改革の財政効果

	経費削減や収入確保等の額
第1次（H8～H10）	算定なし
第2次（H11～H13）	718,427千円
第3次（H14～H16）	424,809千円
第4次（H17～H19）	613,928千円
第5次（H20～H23）	816,106千円
第6次（H24～H28）	※798,503千円
累 計	3,371,773千円

※第6次は、平成24年度から平成27年度までの額を計上

(2) 社会経済情勢等の変化

今日、行政を取り巻く社会経済情勢・環境の急激な変化とともに、行政の果たすべき役割・使命も刻々と変化しています。少子高齢化の更なる進展や人口減少時代、自然災害から生命と財産等を守るための防災・減災の施策の充実、市民ニーズの多様化・高度化・複雑化、それらに伴う行政需要の増加が見込まれている中、地方分権による事務の増加や医療費扶助を中心とした社会保障関係経費が大幅増となるなど、地方財政は、非常に厳しい状況が続くものと考えています。

また、「まちの発展」、「住みよいまち」、「健全な財政運営」を柱とし、地方分権の進展に伴う自主性、独自性が強く求められる中、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、引き続き歳出の見直しや歳入の確保に努め、効率的で持続可能な行財政運営に取り組むことが求められています。

「行財政改革」に求められるものは、財政の健全化と行政内部の事務の効率化は当然のことながら、近隣自治体との連携や事務事業の広域化、事務事業そのものを抜本的に見直すなど、行政のあり方自体を根本から見直すことです。

そこで、限りある財源を有効に活用し、住民満足度の高い安定した行政サービスを提供していくためには、行政と市民との協働によるまちづくりを推進し、行政への「市民参画」の体制づくりを進めることにより、市民の豊かな想像力や市民が持っている柔軟性、専門的なアイデアを活用する必要があります。また、行政が行う施策や事業は、「選択と集中」により、自主性と独自性を高めるため、徹底した行財政改革による健全な財政運営を図り、最小の経費で最大の効果を上げるためのマネジメントサイクルを確立し、住民満足度の高い持続可能な行財政運営を図る必要があります。

(3) 地方創生によるまちづくり

本市の人口は、1955年の31,683人をピークにこれまで緩やかな減少傾向で推移してきました。少子高齢化に伴う出生数の減少と死亡数の増加により2015年時点で24,801人まで減少しています。人口減少の進行や少子高齢化に伴う人口構造の変化は、地域経済の規模縮小や担い手不足を招くだけでなく、地域コミュニティの衰退など日常生活に大きな影響を与えることが想定され、早急な対応が求められています。このような中、国及び県と連動しながら「人口減少の抑制」と「人口減少時代にあった街づくり」に対して戦略的に取り組み、地方創生を成し遂げるためのまちづくりが求められています。

2 「人と自然と産業が調和し まちが輝き笑顔あふれる 元気な御坊」 をめざすための行財政改革

第4次御坊市総合計画における基本構想は、自治体のめざす将来像と将来の目標を明らかにし、これらを実現するための基本目標で、地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定められています。御坊市総合計画は、本市における行政運営の最も基本的指針となるもので、本市が展開するまちづくりの施策とこれを実現する事務事業は、原則的にすべて総合計画に集約されるべきものです。このことは行財政改革における取り組みについても例外ではありません。

(1) 総合計画を着実に推進するためのシステムとしての位置づけ

行財政改革の目的は、市民の暮らしの立場から行政システムを見直し、より質の高い行政サービスをより低いコストで提供することにあります。このことから、行財政改革を推進する際には、市の最上位計画である総合計画とそこに描く目的の達成を常に意識すべきであり、総合計画に表わされる施策をより効果的・効率的に実現するため実施するものであると言えます。

総合計画でめざすまちづくりを実現するために、総合計画で謳われている「計画実現のために」の項目は、そのまま行財政改革の取り組み方針として位置づけ、この部分の計画は、行財政改革の実現で担うこととします。

こうした位置づけを明確にすることにより、統一的な視点でマネジメントし、総合計画の一翼を担うものとして機能させます。

(2) 計画期間

行財政改革の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

3 新しいまちづくりの展開のための3つの柱

総合計画では、「パートナーシップによるまちづくり」、「人権尊重のまちづくり」及び「環境を重視したまちづくり」をまちづくりに共通する基本的な考え方として、持続可能なまちづくりと住民満足度の向上をめざし、計画実現のために次の3つの方針を掲げています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 市民と行政の協働によるまちづくり・ 多様な連携と交流によるまちづくり・ 持続可能な行財政運営の推進 |
|---|

総合計画を実現していくための取り組みとして掲げられたこれらの項目は、行政運営の基本的な指針であることから、行財政改革の指針としても位置づけることによって、これに沿った行財政改革の

具体的な取り組み事項を定め、「総合計画実現のための行財政改革」として明確にします。

(1) 市民と行政の協働によるまちづくりの推進

市民と行政がともに手を携さえて、まちの発展や住みよいまちづくりを進めていくには、互いのことをより深く理解し、共有の認識を持つ必要があります。これからは、広く市民がまちづくりのパートナーとして情報の公開を進めてこれを共有し、相互の信頼関係に基づき、目標の達成に向けて連携できる施策を推進します。

① 市民の参画と協働の促進を図ります

市民と行政の協働によるまちづくりを進めていくために、市民のアイデアやパワー、又は NPO やボランティア団体などが持つ先駆性や専門性を生かした取り組みを推進し、その自主的な取り組みに対し支援を行います。また、市の審議会などへ幅広い市民の参画を促進するとともに、簡素で効率的な行政運営を実現するために、市民や市民が参加する団体などが積極的に行政に係わる方策を推進します。

(2) 多様な連携と交流によるまちづくりの推進

多様化・複雑化する行政課題に対応するため、近隣の地方公共団体と協力・連携を図ることによって、効率的に問題を解決していきます。今後も、近隣自治体と協力・連携を深めることによって、多様化・複雑化する行政課題に広域的な視点で対応していきます。また、市の地域資源等の魅力を内外に情報発信し、交流人口の増加を図ります。

① 周辺自治体との連携を図ります

生活圏域における効率的な行政運営とサービスの提供を行うため、周辺自治体と連携して新たに事務処理を共同で行えないかを協議するとともに、共同処理することでコスト削減や公共サービスの充実に努め、互いの地域力を高めます。

② ふるさとの魅力を発信します

市の自然、歴史、伝統、産業など魅力ある地域資源を市民と協働して再発掘し、さらに磨きをかけて、将来を担う子どもたちにふるさとの誇りと愛着をもってもらうとともに、市内外へわがまちの魅力を積極的に情報発信することで交流人口の増加を目指します。

(3) 持続可能な行財政運営の推進

「人と自然と産業が調和し まちが輝き笑顔あふれる 元気な御坊」の基礎となる長期に安定した財政基盤を実現するために策定した「財政健全化計画」に掲げる歳出削減策や歳入の確保に関する施策を着実に推進し、また、適正な職員の定員管理を計画的に実施することにより、健全な財政運営と持続可能な行政運営を図ります。

① 財政の健全化を図ります

今後求められる新たな行政課題への対応、施設の老朽化に伴う大規模修繕などを考えると、中期的な収支バランスは、さらに厳しいものになると予想されます。

加えて、少子高齢化の更なる進展や人口減少時代、価値観の多様化による市民ニーズの高度化、複雑化、それに伴う行政需要の増加が見込まれ、また、医療費扶助を中心とした社会保障関係経費が大幅増となるなど厳しい状況が続くものと考えており、抜本的な財政の健全化対策が必要となります。

このため、積極的な財源確保に努めながら歳出を削減し、歳入規模に見合った財政運営に取り組み、短期的な財政収支のみでなく、中長期的な視点から引き続き「コスト意識」を持った効率的な行政運営が強く求められています。

このようなことから、収入の確保に努め、随時、補助金や負担金、受益者負担を見直ししながら、支出の抑制に努めるとともに、公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に施設の管理を行い、持続可能な財政構造の確立と財政の健全化をめざします。

② 効率的な行政運営を図ります

地方分権の進展に伴い、地方における役割には自主性、独自性が強く求められ、自ら判断する分野が拡大しています。

事業の目的・達成度・成果の視点から、事業の有効性を高める方策、すなわち同じコストであれば、より成果を高める方策を制度化しなければなりません。

さらに、限られた財源を有効活用するためにも、「あれもこれも」という事業展開から「あれかこれか」を選択する事業展開に変更していく必要があります。

そこで、時代に即した事務事業の見直しを行うことは、当然のことながら、各課の連携を図り、引き続き、施策の見直し、民間委託の推進、公共工事のコスト削減、公営企業の経営健全化等に努めていく必要があります。そのための手法として、職員自らが正しく評価をし、常にPDCA【「計画(Plan)」－「実施(Do)」－「評価(Check)」－「行動(Action)」】

の改善サイクルの定着を進め、効果的な行政運営を推進します。

③ 住民サービスの充実に努めます

少子高齢化社会の進展、ICTの高度化など、社会変化による新たな課題や市民ニーズに対応するため、より質の高いサービスを効果的・効率的に提供し、安心して子を産み育て年を重ねることができるまちづくりを実現するため、更なるサービスの充実に努めます。

④ 職員の意識改革と組織力の強化を図ります

多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応していくためには、柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化することが重要であり、そのためには職員の資質のより一層の向上を図ることが必要です。また、施策を総合的・機能的に実施するため、各職員がその担い手であるという自覚を持って取り組まなければなりません。

このため、人材育成においては、職員研修を充実させ、実情に応じ、研修へ職員を派遣するとともに、各種資格・免許取得の奨励を行います。また、人事評価制度の導入により、組織的、計画的な業務の管理に基づいた各職員の目標設定の検証や業務改善の指導を行うなど、職員一人ひとりのレベルの向上に努め、市民本位の行政サービスを行えるよう、引き続き職員の意識改革を図ります。

また、組織の面では、効果的かつ効率的な行政を運営できる組織体制を構築するため、継続して組織・機構を見直すとともに、採用試験の見直し等により専門職の配置や多様な資質の優れた人材を確保することで、組織力の強化を図ります。

4 行財政改革の推進と進行管理

行財政改革の進行については、「行財政改革実施計画」を策定し、実施計画策定に当たっては、現状を分析して課題を抽出し、できるだけ市民に分かりやすい計画とします。

行財政改革を着実に推進するため、市長を本部長とする「行財政改革推進本部」を中心とした全庁的な連携のもとに進行管理を行います。行財政改革には市民の理解と協力が欠かせないことから、その進捗状況や成果等を積極的に公表します。

